

令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会（第2回） 議事録（案）

出席委員：池田委員、大野委員、小川委員、小田委員、高村委員、辰巳委員、藤野委員、山地委員（座長）

欠席委員：松村委員

（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和3年1月13日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所 Web会議（Webex）
（インテージ秋葉原ビル12階会議室）

3. 議 事

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会の第2回会合を開催いたします。本日の委員会につきましては、Web会議を併用しての実施としております。通信障害等による遅延・中断等が発生するかもしれませんが、何卒ご容赦ください。会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の西村よりご挨拶申し上げます。

西村課長：環境省の西村でございます。大変お忙しいところ本日もご参加いただきまして、どうもありがとうございます。環境配慮契約法の電力専門委員会でございますが、この2、3年で方向性をずいぶん固めていただいていると思っております。政府が調達する電力の排出係数を、将来の目標に向けて順次しきい値を下げていくという方向性について、前回までに合意をさせていただいたところでございます。今回は、来年度のしきい値をどうするかということを決めていただく場でございます。折しも、昨年秋には、菅総理大臣から2050年カーボンニュートラル宣言もございました。その後、経済産業省を中心にグリーン成長戦略を定めております。また、環境省の方では、地域の脱炭素を進めていくということで、国・地方脱炭素実現会議というものを官邸でスタートしております。こういった産業・エネルギーの脱炭素、それから地域・暮らし、需要サイドの脱炭素、これがいまって2050年カーボンニュートラルが実現されていくものというふうに思っておりますので、関係省庁と連携をして、政府を挙げて取り組んで参りたいと思っております。この場で政府が調達する電力を順次排出係数を下げていくというのは、そういった中で需要サイドに大きなメッセージを出す重要なものだと思っておりますので、引き続き先生方のご指導をよろしくお願いいたします。以上でございます。

事務局：(Webex 操作説明：省略)

事務局：以降の議事進行につきましては、山地座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

山地座長：座長を務めております山地です。よろしくお願いいたします。まず議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：(議事予定、配付資料確認：省略)

山地座長：早速議事に入らせていただきたいと思います。本日は、大きく2つありまして、1つ目は、電気の供給を受ける契約に係る検討状況等について、2つ目は令和元年度における電気の供給を受ける契約の締結実績についてです。この2つを主に検討していただきたいと思います。本年度の検討状況等と国等の機関の契約締結実績は重なる部分もありますので、まとめて説明していただいて、議論は順番に行いたいと思います。それでは、資料2、資料3について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

環境省：(資料2、資料3説明：省略)

山地座長：ご説明どうもありがとうございました。それでは今から意見交換、質疑応答の時間としたいと思います。説明は一括して行っていただきましたが、議論はテーマに分けようと思っています。3つあり、1番目は、更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施。この中に、排出係数のしきい値の引下げとか加点項目の整理、再エネ比率の向上、総合評価落札方式の導入の可能性。2番目は、環境配慮契約の未実施機関への対応。3番目は、非化石価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価というところでございます。もちろんその他もあると思いますが、この3つに分け、3つのうちでも1番目のところは内容も多いので、更に小分けにして議論していただきたいと思います。まずは、更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施ということで、一番大きいのは排出係数のしきい値の引下げ、 $0.81 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ を $0.69 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ に。それから次年度以降どうするかというスケジュールについても含めて、排出係数のしきい値の引下げについて、みなさんのご意見、あるいはご質問をお受けしたいと思います。

辰巳委員：今回の提案に大賛成ですので、そのまま進めていただきたいと思います。説明も納得できるものだったが故ですけれども。よろしくお願いいたします。

大野委員：第1回は出席できずに申し訳なかったのですが、第1回から今日の第2回までの間に、非常に大きな変化があった。10月の終わりに菅総理から、2050年100%カーボンニュートラルと。そういう観点で考えると、今回の提案がそれに見合ったものになっているかと

いうことを考えなければいけないと思います。カーボンニュートラルの宣言を受けて、いろいろな制度の見直しが進んでいて、まだそれが終わっていない。これから私達ができることは、全面的に変えるのは難しいと思うのですが、一点気になるのは、1 ページ目で「2030 年までに我が国において必要となる削減量の 6 割を占める電力部門における排出係数目標（0.37 kg-CO₂/kWh 程度）の達成が必須」となっておりますけれども、0.37 kg-CO₂/kWh というのは、現在の CO₂削減目標、2013 年度比 26%削減を達成するにはこれが必要だと連動していたと理解しています。2050 年の目標を今までの 80%削減から 100%削減にするわけですから、当然のことながら 2030 年目標も見直しが行われるべきであろうと考えています。そうでなければ整合性がつかない。2050 年目標だけは高くしたけれども、2030 年は変えないということでは整合性を欠いています。現に基本政策分科会で、2030 年、2050 年の議論が行なわれていますが、2030 年の電力構成についても見直しをしようという方向で議論がされています。そうすると当然 0.37 kg-CO₂/kWh という目標についても、より引下げが求められるということになるのだらうと思います。これはまだ決まっていませんから、0.37 kg-CO₂/kWh を 0.3 kg-CO₂/kWh にするというようなことにはいかないでしょうけれども、認識の部分で、0.37 kg-CO₂/kWh を前提にということだけを書くのではなくて、先行き 0.37 kg-CO₂/kWh を引き下げることも含めて、そういう状況もあり得るので、いっそう専一的にやらなければいけないという文言というか認識が必要なのではないかと思います。2 点目に、3 年分がどうかということなのですが、資料を見ますと、0.69 kg-CO₂/kWh にしても、それを満たさない事業者はごく少数ですよ。0.575 kg-CO₂/kWh 以下のところにボリュームゾーンがあるので、そういう意味では 3 年分というのは、8 月のご提案が 2 年間分ということだったので、それよりは踏み込まれたと思うのですが、先行き 0.37 kg-CO₂/kWh 自体も動かされることが十分にあり得ることを考えると、それほど踏み込んだものとは思えないので、むしろ 4 年分とか 5 年分とか、そういうことを提案してもいいのではないかと思います。そういう意味では、3 年分の引下げというのは最低限のことであり、辰巳委員は全面的に賛成とおっしゃいましたが、私はそこまでではなく、反対はしませんが、もっと引き下げられるものだと思います。中期的な排出係数しきい値の引下げスケジュールについては、8 ページに引下げのイメージをご提示いただきましたが、3 年、3 年でいくと 2028 年度に先に 0.37 kg-CO₂/kWh に到達できる可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。

これも率先という意味で言うと、ひとつは 0.37 kg-CO₂/kWh 自身が引き下げられる可能性が全体であるということと、率先行動としてやるのであれば、日本全体で目指す 2030 年より早くというのは当然のことなので、そういう意味では早めにやっておくということについて異議はありません。

高村委員：大野委員もおっしゃいましたが、この委員会の 1 回目、2 回目の間で、2050 年カーボンニュートラルという総理の表明があって、この議論の背景が変わったと思っております。これは経団連も含めて経済界の中でも、グリーン需要の創出という声が出ていると理解していただいて、エネルギー分野でいけば再生可能エネルギーのニーズを作り出して、

それをある意味で政府調達が牽引をしていくということが必要だというふうに思っております。具体的なしきい値の引下げについてですけれども、1回目の議論のところを出していただいたように、将来的に確実にしきい値を下げていくというメッセージを出していただいたのは非常に良いと思っています。しきい値の水準が議論になっておりますが、いずれにしても現行の 0.81 kg-CO₂/kWh は高すぎるという認識は共通していて、特に政府が率先行動を取るという意味では、誰も異論はないと思います。これをどう引き下げるか、どういう水準にするかということだと思います。大野委員のご発言の趣旨もよくわかりつつですけれども、来年度の調達について、少なくとも 0.69 kg-CO₂/kWh の水準まで引き下げることについては賛成です。更にもっと引き下げるべきという議論についても、議論する余地を私は持っていますが、0.69 kg-CO₂/kWh、ここまではまず引き下げた方がいいと思います。それは、現行の 0.81 kg-CO₂/kWh が、政府の率先行動という意味では高すぎると思うからです。もう1つは、スケジュールを出していただいておりますけれども、2021 年度に温暖化対策計画等々の見直しのタイミングがあるとする、この状況がある程度わかってから議論をすると、この委員会ですと決定が 2022 年度、適用は 2023 年度というスケジュール感だと思われま。これではやはり遅すぎるので、少なくともこのタイミングで応分の引下げをすべきだと思います。その趣旨から 0.690 kg-CO₂/kWh にするというのはミニマムで賛成ということ。基本的には賛成なのですが、2点質問と要望があります。1つは沖縄電力の対応です。これは質問ですけれども、沖縄電力について地理的な電力システムの状況から配慮が必要だということはわかるのですが、引下げの適用除外という扱いなのかどうかということ。沖縄電力の係数を見ていただくとわかりますけれども、他のエリアとの違いはあるにしても、政府の率先行動によって促し、係数を下げていくという意味では、他のエリアと違うにしても、係数を下げるインセンティブを持ったしきい値の設定が必要ではないかということ。質問でもあり、意見です。それからもう1点はスケジュールのところ、もう一度別の文脈でも申し上げたいと思いますが、今のしきい値の検討に関して言うと、専門委員会の開催については、少なくとも温対計画等の見直しが明らかになった時点で、できるだけ早く開催するということが必要だと思います。先ほど大野委員がおっしゃった趣旨と沿うかたちだと思うのですが、2021 年度のどういうタイミングで温対計画等が決まっていくかということもございしますが、遅くとも 2022 年度に関しては開催が必要だというふうに思われます。これはもちろん親委員会の決定だということは手続上了解しておりますけれども、しかしながら、遅くとも 2022 年度、温対計画の見直しが終わったできるだけ早いタイミングで見直し・検討が必要だということについて要望をし、親委員会の委員の方もいらっしゃるので、事務局と合わせてお願いしたいと思っています。以上です。

小川委員：みなさんのご発言があったように、しきい値を 0.69 kg-CO₂/kWh に下げることについて、いろいろな情報を見て、第一段階として 0.69 kg-CO₂/kWh に下げるとすることは是非やったほうがいいと思います。それに関連して、一つは、昨年度と一昨年度の 2 年分、調整後排出係数の分布が示されていますけれども、この情報はもっと長い期間に渡って取

れる状況にあるのではないかと思いますので、単純に2年ではなくて、年を追って、中央値とか山の分布とかがどう変化してきているのかというところを見る必要があるのではないかと思いますので、2年分ではなくて、もう少し長いスパンのデータを提供して、全体が判断できるような材料をいただけないかという希望がございます。それからもう一つは、0.37 kg-CO₂/kWh という目標の数字なのですが、私も調べて把握できている状態にはないので、ご質問をしたいと思いますが、スライド7のところ、みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移ということで、いろいろとバラエティが出てきていて、協議会の平均というところの数字が確実に下がっていることが示されているわけですが、0.37 kg-CO₂/kWh という数字が持っている意味合いは、日本全体の平均として 0.37 kg-CO₂/kWh という状態へ 2030 年に持っていきたいという位置付けの数字なのか、それとも、これは上限値で、必ず全部が 0.37 kg-CO₂/kWh 以下にならなければいけないという意味合いで考えている数字なのか。そこのところをどう認識したらいいのか。もしおわかりであれば、教えていただきたい。その考え方によって、たいぶ違いが出てくると思うんですね。上限値の方で 0.37 kg-CO₂/kWh というかたち、要するにしきい値にあたるものとして取れば、全部がそれ以下に下がってなければいけないという状態を要求することになるので、たいぶ厳しい話になると思うのですが、0.37 kg-CO₂/kWh のそもそもの数字はどういう意味合いなのだろうかということで、少し確認をしておいた方がいいのではないかと思います。

山地座長：0.37 kg-CO₂/kWh は、2030 年のエネルギーミックス、2030 年の電源構成に基づいて計算されたものですから、ある意味平均です。ただし、大野委員も高村委員もおっしゃったように、今エネルギー基本計画自体見直しですし、温対計画も見直していきますから、今後下がる方向で検討されるのだと思います。

小川委員：そこは十分理解できますけれども、平均値であるものに上限値の位置付けを持たせると、全部が下げなければいけないという話になるので、その違いはちゃんと認識する必要がありますと思います。

山地座長：少なくとも今の 0.37 kg-CO₂/kWh は全体の平均です。

小川委員：わかりました。ありがとうございます。

山地座長：他の委員、ご発言のご希望はございますでしょうか。なければ、高村委員、大野委員から質問がありましたので、事務局の方で答えられるところがございましたらお願いします。

環境省：大野委員、高村委員がおっしゃったように、0.37 kg-CO₂/kWh という目標がアップデートできていないのではないかとのご意見につきましては、事実上そういった面はあると

は思っております。2050年カーボンニュートラル宣言があり、また、関連する制度等も見直しの手続き等が行われている状況にありますので、近いうちに何かしらのアップデートがある可能性というのは当然認識しているところでございます。第1回の提案の引下げ幅と比べてもう一步頑張りたいというのは、そういった動きを踏まえた結果でございます。ただ、こちらの資料の表示についてというところになりますと、政府の中でそれぞれの所管があり、この目標値は関連制度等の内容によるところが大きいと、我々の所管する制度だけで目標を変えるつもりですというような記載をすることは、手続き上難しいというふうに理解しております。我々は関連制度等の見直し内容などを反映していくことを表現させていただいたつもりでございまして、また実質上、今回しきい値を引き下げることによって、さらなるレベルアップの目標が出た時に対応できる準備という側面もありますので、それらを踏まえた上で、目標値の変更に対しての強い言及というのが少し難しいと考えたというのが、今回の資料ということをご理解いただきたいと思いますところでございます。その上で、 $0.69 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ はミニマムではないかというご意見、更にもう一步頑張ることができるのではないかとのご意見をいただいたところですが、事務局といたしましては、ベターではないかという数値をご提案させていただいたものでございます。理由としましては、資料2の5ページ、6ページで度数分布の山を表示していますが、山全体が左にずれていることに注目したいと考えているところでございます。しきい値は、事業者の排出係数がそれ以上だったらもう買わないという、ある意味縁切りしてしまうものであることを強く意識しているところでございまして、しきい値を超えてしまった事業者があらためてしまうのではないかと懸念しているところがございます。ご指摘があったように、 $0.57 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ というところまで引き下げてしまうと、50社くらいが一気にしきい値を満たせないことになり、それらの事業者を切り捨てていいのかというところを懸念したところでございます。理想としては、少し低いところから始めて、徐々に山全体を左側へ移動させる試みが、国の取組として必要ではないかと考えているところでございます。そういったことも踏まえて、事務局といたしましては $0.69 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ というところを提案させていただきました。一方で、今回実際に $0.12 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ という数字を一気に引き下げるところを見れば、しきい値をこれからぐんぐん引き下げていくという本気度は伝わっていくのではないかと考えております。高村先生がおっしゃったとおり、最低限のところであるかもしれませんが、今年度はここで押さえさせていただきたいというのが、事務局としての正直な考えでございます。次に、小川委員からの要望があったと思うのですが、2年分だけではなくて、もっと過去からの履歴を見て、中央値等がどう動いたのかわかれば、分析が捗るのではないかとご意見はおっしゃるとおりだと思いますので、そういった資料もできる限りご用意したいと思っております。きちんと整理して、そういった情報を提供できるように準備を進めていきたいと思っております。最後に次回の専門委員会開催の時期についてというところでございますが、高村先生がおっしゃったとおり、関連制度等の動きがきちんとわかった時点というところが開催の時期としては適切な可能性が高いと思っております。一方で、内容といたしましては、いつどのような改定がおこなわれるかというのが不確定な部分もあるというところも含めて、適切な時期に

次回の開催ができるよう親検討会に諮るなど、きちんと対応させていただいた上で、最終的には親検討会で、開催することが適切なタイミングを判断することになるかと思います。我々としても、何か大きい動きがあって、議論が必要なのに開催しないということは基本的にはないと考えております。以上です。

山地座長：ありがとうございました。委員のみなさんも、0.81 kg-CO₂/kWh から 0.69 kg-CO₂/kWh に下げるということに反対ではないが、もっと下げられるのではないかということも考えると、今、状況が動いているので、その様子も見ながら適切に対応するため、当専門委員会は時期を見て開催しましょうというご意見だったと思います。

高村委員：専門委員会の話はまた後でスケジュールのところで申し上げたいと思いますが、沖縄電力のエリアの扱いについても、お訊ねしたいと思います。

環境省：回答が抜けてしまい大変失礼いたしました。沖縄電力エリアに関しまして現状をご説明させていただければ、環境配慮契約の対象外の地域として整理させていただいているところでございます。理由といたしましては、離島地域にあたるというのが認識としてある中で、沖縄電力との1者契約でないと成立しないという地域が多いという事情があり、どうしても対象外として設定しているというところがございます。その上で、この地域についても何かしらの縛りが必要なのではないかという点については、おっしゃるとおりだと思っております。こういったところの改善策がないかというのは検討しているところではございます。今回は詳細な検討まではできなかったというのが正直なところでございます。昨年度、実際にしきい値を決める時にも、沖縄電力エリアもうまく入れ込むことができないかと思っていたところではあります。今年度沖縄電力の排出係数は下がらずに 0.78 kg-CO₂/kWh と数字が高止まりしていることもあって、その数字に合わせてしまうと全体的に引き下げることができないので、今回は沖縄電力の係数を下回った数値を設定しているというところで、沖縄電力エリアに関しては環境配慮契約法の縛りから抜けてしまっている感が出ているというところがございます。この点に関しましても、きちんと整理していかなければいけないのですが、小川委員からのご質問もあつたとおり、0.37 kg-CO₂/kWh という数字がエネルギーミックスの平均値である中、沖縄電力がどこまでそれに合せていけるかということも睨みながらの調整になると理解をしています。状況を見ていかなければいけないといったところがあり後送りになってしまっていますが、今回の検討の中にもきちんと入れていく課題だと理解しているところがございます。そういうわけで申し訳ございませんが、今年度については除外地域ということで、数字としては参考値であります。しきい値についても、沖縄地域は考えないで、他の地域のみで適切なものを設定しました、というのが今回の事務局案だとご理解いただければと思っております。以上でございます。

高村委員：今後の検討課題としていただくということでけっこうなのですが、0.81 kg-CO₂/kWh

のしきい値は沖縄電力にもかかっていると理解していいですね。

環境省：現状ということであれば、もし環境配慮契約を実施しようとした場合には、0.81 kg-CO₂/kWh という数字に対応することにはなっています。

高村委員：ありがとうございました。いずれにしても、これは検討課題として、是非お願いしたいと思います。

山地座長：高村委員がおっしゃったスケジュールのことも、このタイミングでお願いします。

高村委員：ありがとうございます。今ご回答いただいたのですが、1回目にも申し上げたように思いますが、脱炭素、カーボンニュートラルに向けての議論が加速的に進展していること、それから制度的な検討課題をこの委員会は残していると思っていまして、基本的にこの委員会を毎年度開催していただいた方がいいと思っています。ただ、制度的な検討をする、温対計画等の見直しを受けて、少なくともできるだけ早くということが必ず必要だと。これは事務局もそういう認識だということがわかりましたけれども、それが一つお願いしたいところです。それから、親委員会のご判断というのはもちろん手続き的にそうなのですが、先ほども少し申し上げましたが、制度的な検討が残っているものが多いこと。やはり検討いただきたいのは、環境配慮契約の中での再エネに関しては、長期契約を可能にする、あるいは推奨するような仕組みというのは、再エネの、特にFITに依らないものとの関係では非常に重要だと思っていまして、環境配慮契約法の中での制度的な検討事項というのは、かなり残っていると思います。また、決めたことが実施されるのが翌年度以降になるという構造からしますと、早め早めの議論が必要だということも、もう一つの理由です。今のしきい値の下げ方からすると、少なくとも2年に1度の定期的な開催が必要ではないかと思います。以上です。

山地座長：ありがとうございました。このあたりは事務局も心得ていることだと思っております。今日の最大の議題は、排出係数しきい値の引下げということで、今までの議論をまとめると、しきい値を0.81 kg-CO₂/kWh から0.69 kg-CO₂/kWh に下げる。ただし沖縄は例外。ということでみなさんの賛同が得られたと考えてよろしいですか。特に意見がないようなので、ご賛同いただけたということだということで進めて参りたいと思います。では、最初の大きな項目、タイトルにすると4つあって、今の排出係数のしきい値が一番大きくて、あと加点項目の整理、それから再エネ比率の向上に関する取組、総合評価落札方式の導入の可能性、これはいずれも継続検討として大雑把に割り切ってしまうのが事務局の案なのですが、この3つをまとめて、みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。

小川委員：一つは、今回加点項目の中で省エネルギーのメニューについて、いろいろ詳しく調べて、ご報告があったわけですが、加点項目の中での配点を見たときに、省エネルギー

一の項目のメニューをやっている、やっていないというのはそれほど大きな重みをもっていない状態ですね。そういった意味で考えた時に、どこまで突っ込んで調査を行うのかというのは、少し考えた方がいいのではないかという問題意識を持ったということと、そういう観点から言うと、再生可能エネルギーの導入比率の加点項目のところは加点のウェイトとしては大きいと思うんですね。ですから、そのところの実態がどうなっているかということをよく調べてみる必要があるのではないかと思っております。今回の調査では、むしろ電気事業者の方で導入比率がどうなっているかというところをいろいろ調べて、それをまとめようとされているように思います。もう一つは、この環境配慮契約法の電力の調達を行っている政府、省庁の事務所とか、あるいは独立行政法人、そういったところが実際に環境配慮契約法に基づいて入札を行って、最終的に採用したものがどういう条件のものを採用したというのが、情報としては比較的取れるのではないかという気がいたしますので、その情報を収集して、それで再生可能エネルギーの加点項目がどういう重みをもって採択されるのに効いているのかというようなところのデータを整理すると、ある程度考える材料になってくるのではないかという気がいたしましたので、その調査が可能であれば、お願いしたい。今回のお話の中では、再生可能エネルギーの導入比率を上げるというのは、RE100のところ非常にクローズアップされていたように思いますが、比率を上げるためにはRE100だけが手立てではなくて、もっといろいろなことがあり得ると思います。その結果として、再生可能エネルギーの導入比率が高い状態で加点を受けることができ、入札参加に結びつけることができた、という結果になるのだと思いますので、調査を行うのであれば、少し別の観点から工夫ができないかなという気がいたしました。以上でございます。

山地座長：ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。

池田委員：12、13 ページで新たな加点項目の提案を整理していただいております。この中を見ますと、RE100 対応のメニューですとか、環境配慮型のメニューについて要望が多くあるというふうに見てございます。こうした声は、小売電気事業者のメニュー開発における創意工夫をぜひ評価してほしいという声の表れだと思っておりますので、ぜひ加点項目としてルール化していただくことを要望したいと思っております。資料の9 ページによりますと、今年度の改定は見送るということなのですが、次年度以降の早期に実現いただきますようお願いいたします。以上です。

藤野委員：池田委員からご発言があった後で若干言いつらいところがあるのですが、加点項目への提案については、小売電気事業者が一般向けに提供しているメニューに対して、環境配慮契約法に対応する国や独立行政法人に電力を売るところで評価するものだと思います。これだけゼロカーボン、脱炭素という流れが一般に知られるようになった中で、個々の努力は確かにあるのですが、契約する、しないというところの加点に入れるというところで、加点が欲しいから、あえてメニューを細かく作って、それを提示するという事業者がひよ

っとしたら出てくるかもしれない。また今回、情報提供の取組をお願いしますという中で、回答拒否が4社いらっしゃったということが、どういう理由で、拒否の理由も聞けなかったのかもしれませんが。ここの加点をすることで全体が引き上げられるという明確なところがはっきりすれば、確かに入れる必要があるかもしれないんですけども、どちらかと言うと、こういう項目については、CDPのような第三者機関なりが、全体的にアンケートを取りながら、ここの小売電気事業者はこういうところがいいですよとか、ここは努力が必要ですよと評価する。今はそういう時代のような気がする中で、加点が本質的な努力につながっているかをどう評価するかというのは、けっこう難しいのではないかと思います。それを調べるための労力も相当なものが必要で、それによって今回の情報調査に時間がかかっているのではないかと思う中で、本質的な努力につながっているかをどの様に把握できるのだろうかというところが気になりました。また、9ページの「昨今の新型コロナウイルス感染症対策の状況を鑑み」というのは、全体的にはそうなのですけども、どちらかと言うと、情報提供に協力していないところがあるとか、または、もっと幅広い情報を調べるというところで、なかなかこれは追いつかないですよ。そういう中で、そういったことを踏まえて今後加点項目に入れていくということ自体が若干難しくなっているのかなと思いました。以上です。

大野委員：今、藤野委員がおっしゃった情報提供による加点のところなのですけども、再エネについていろいろなご提案が出ていて、これが本当に政府として意味のある加点項目であれば設定するのはいいだろうと思います。省エネに関する情報提供のところだと、使用電力のホームページでの閲覧をやっているだけでも加点が得られるというのが現状であるということなんですね。理解としては、これもご苦労いただいているとは思いますが、これだけで5点上乗せされてしまうというのは、あまり適切ではないのではないかという気がいたします。この後、専門委員会を2年後にやるか3年後にやるか未定だということなのですが、仮に今年これを見送ってしまうと、2年間ないし3年間は現行制度の加点が継続してしまうということなのかなと。こういう非常にアバウトな、本当に加点に値するかわからない項目が今後続くというのは妥当だとは思えない。先ほどのご説明で、この制度を改定する場合には、新しい情報の制度を事業者の方をお願いしなければいけなくなっていて、コロナ禍で難しいという説明があったのですが、新規の項目を作ることにするという新しい情報の提供でお手数をかけるということがあると思うのですが、現在の省エネについての項目を加点から外すところであれば、新規の作業が発生するとは思えなくて、あまり事務局の説明が定まっていないのではないかと思います。これは昨年も申し上げたと思うのですが、実際に加点に値しないような項目が2年、3年残るというようなことについては、あまり賛成しかねるというのが私の意見です。

山地座長：他にございませんでしょうか。ないようであれば、事務局からこの場でお答えできることがあれば。

環境省：大きく分けて2点だと思いました。加点項目のあり方について様々なご意見をいただいたというがひとつと、今の情報公開が本当にいいのかどうかという点について、事務局の説明が足りないということだと理解しましたので、説明させていただきます。まず加点項目の内容、特に新しいものの追加に関しましては、事業者の方でメニューといったものが最近トレンドになっていますし、実際にそれによって再エネ率を上げようとしていただいている方も多いということがある一方で、メニューがあるからいいというわけではないというのがご意見として挙がっている、この2つだと思っているのですが、これは2つのご意見ともきちんと整理をしなければいけないものだとして理解しております。電力排出係数の改善をやるのに一番効果的なのは、事業者がやる気になっていただくことだと我々は理解しております。環境配慮契約法というひとつのツールの中で、頑張っている事業者がより頑張らせていただくための改定というのはどんどんやるべきだと理解しています。一方で、間違った努力だったり、あるいはごまかそうとする方は加点をしないという姿勢を示す。その2つをバランスよくやる必要があると理解しています。今回のお話としては、正直分析が大変な部分もありますし、第三者機関を頼るのはどうかというのはおっしゃるとおりなのですが、そういったすべての内容を踏まえた上で、きちんと分析した結果として、上手い加点方法を今後も継続していきたいというのが、事務局の今回の提案の趣旨でございますというところをご理解いただければと思っております。従いまして、池田委員のご意見、藤野委員のご意見を両方踏まえた上で、きちんとした部分に当てるということを頑張りたいというふうに考えております。もうひとつが、情報表示に関してこのままでいいのかというご意見でございますが、私の方で説明が足りなかったのですが、これを削ることによって事業者に負担が出るのかということなのですが、実は出てしまうというふうに理解しているところでございます。というのも、正直なところを申し上げますと、こういった内容について削る、削らないというところの内容を定める時には、事前にそういった内容について事業者の中でご相談するとか調整するとか、そういったところを、はっきり言えば根回しをきちんとした上で、やらないということを事前に宣言するというのもやりながら、点数を調整すべきものと考えているのですが、今年度はこれを一切やれていません。その中でもし今回このタイミングでこれを削るとどういうことが起こるかということ、来年、国の契約の点数をクリアできるだろうと思っている人たちがクリアできなくなるということになる。おそらく市場が大混乱になるというのが正直なところなんです。そういったところも勘案した時に、加点項目のパラメータを不用意に変更できないということを勘案した結果が最後の一文である、言い訳がましくなりますが、今年度はコロナの関係もありますのでという話に総括させていただいているところでございます。またもうひとつして、10ページに書いてあるとおりで、使用電力の閲覧だけで9割方の方々が取っていることは事実なのですが、一方で、その他の部分でかなり先進的なことをやられている方々も同じ点数だということで、いいのだろうかというところはあると思うのですが、そういった方々に加点させていただいている部分も、今回加点項目から削ってしまうと、その方々も点数を取れなくなってしまうというところがどうなのかというところでございます。これは先ほどお伝えしたとおり、事業者のやる気を削ぐ行為につながりかねないと

いうところも懸案いたしました結果として、今年度はこのままのステータスでさせていただきたいと思っているというのが、事務局としての案の詳細でございます。ちょっと言い訳がましいということでありましたら、それは甘んじて受け止めさせていただきたいと思う一方で、何卒ご理解いただきたいと考えているというのが事務局としての考えでございます。

山地座長：大変正直な事務局の対応だったと思います。

小川委員：電気事業者の調査でなくて、環境配慮契約法を実施したところを調査して、それでどういう状況になっているかというのを調べるのもひとつの情報ではないかということをお願いしたのですが、それはけっこう難しい調査になりそうなのか、なかなかできそうにない話なのか。その辺をご回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

環境省：すみません。回答が漏れました。ご指摘の部分に関しましても、しっかりと調査をやりたいと考えております。国の調査の場合は秘匿の部分もあったりするので、どこまでかというのは当然ご理解いただけると思う一方で、事業者側と調達者側の意見をしっかりとすり合わせて、それを伝えることも我々の法律のあるべき姿だと思いますので、ご意見を参考にさせていただきながら、調査を進めていきたいと考えております。

辰巳委員：10 ページにある情報提供の取組の中で、使用電力がホームページで閲覧できるということとその他が同じ加点であっていいのかというのは、まさにそうだというふうに思います。9 ページの最後の、結論といったところで、今年度はやらないということで、私は賛成だったので意見を申し上げなかったのですが、もう少し丁寧に、「令和 3 年度に予定されている」以降のところ、たぶん今の違いが入った表現なのだろうとは思いますが、このままではちょっと読み取りにくいので、同じ加点項目の中の重みについても検討しますということをお知らせできるように書いていただけるといいかなと思いました。以上です。

山地座長：ありがとうございました。総合評価落札方式についてはご意見が出なかったのですが、継続検討ということでよろしいでしょうか。特にご意見がないようですので、残りについては継続検討ということで進めていきたいと思っております。では大きな項目の 2 番目です、環境配慮契約法の未実施機関への対応ということですが、これに関してご発言をご希望の方、お願いします。

高村委員：公表に向けての作業も含めて、しっかり進めていただいたと思っております。今日お示しいただいている公表にあたっての情報項目についても適切ではないかと思っております。資料 3 等で、省庁ごと、それから所管独法の環境配慮契約の実施件数と電力量についてデータを出していただいていると思います。いくつかご質問したいのは、環境省の調達が 100% でない理由が 1 点です。もうひとつは、国交省が件数の割合としても、それか

ら電力調達量としても、かなり実施がされていないということかと思いますが、この理由ないしは状況について教えていただけないかという点です。もうひとつの質問は、独法のところで、文科省と国交省の実施状況が他と比べても非常に下回っていると思うのですが、文科省は国立大学法人ではないかという気がいたしますけれども、これも同じように、文科省、国交省所管の未実施が多い理由、あるいはどういう法人がそうなっているかということについて教えていただけないかということです。最後ですけれども、資料3の10ページに、なぜ実施ができないかという実施困難についての理由が掲げられているかと思えます。こちらは沖縄電力エリアや離島等は除外をしたものだと理解をしていますし、さらにそのエリア内で供給事業者が限られている場合にも除外をした上での実施困難の国家機関ないしは独法だと理解していますが、情報の提供が非常に重要だと思いますが、トップ3が「経済優位性」「応札が見込めない・入札参加者が少ない」「安定供給の懸念」。松村先生がいたら、安定供給と言うと怒られそうな気がしますけれども、これは実際に実施困難とされている理由が必ずしも妥当ではないようにも思いますので、しっかりした情報提供が必要だというふうに思いました。以上でございます。質問をさせていただきました。

環境省：名前を出しづらい部分もありますので、匿名もありませんながらご説明させていただきます。

まず省庁別の環境配慮契約実施状況の中で、国交省がちょっと悪いのではないかというお話なのですが、国交省の場合、多くの場合はダムの施設というようなところが数字を押し下げている原因だにご理解いただければと思います。発電用のダムを持っている施設の場合ですと、基本的に電気はダムで発電する電気を調達していて、発電量が足りなくなった場合だけ、契約している電気事業者から電気を入手するといったかたちの契約が存在しています。そういったところというのは基本的には入札に参加してもらえないんですね。電力会社に不利な契約になりかねないのと、電気自体の安定化というのがしづらい部分もあって、入札をしても見送られてしまうケースが極めて高いというところがあります。入札をしても手を挙げてくれないので、随意契約、それも小売側ではなくて接続の方の方々と契約してしまうケースが基本になってしまっているというのが、国交省が国の方の機関で下がっている理由だと分析しております。ここは未契約だからといって公表しても改善しない部分に相当する可能性が高いというところでご理解いただければと思います。おそらくここは、数字の見せ方でも除外するというような手当てをしないと混乱するかなと思っているところがございます。それから環境省の方なのですが、実施していないのは、いわゆるビクターセンターとか、そういったところが基本的な内容でございます。ビクターセンターなどの場合は、施設が点在しているというのがひとつあるのと、どうしても金額が大きくならないというところもあって、入札が成立しないという理解のところが多いようです。逆にこういった部分は、ちょっと悩ましいのが、情報公開することによって契約していただける率が高くなるのか、要するに、そういったところでもうちだったら入札できるというような情報をいただければ改善するのか、しないのか。判断をした上で公表するのかなと思うのですが、環境省については、残念ながら、そういったところがちょっとだけ押し下げているというところがございます。次に独立行政法人に関してな

のですが、まず文科省に関しましては、ご指摘のとおり学校です。国交省なのですが、住宅関係、一般の方がお住まいの住宅とかをやっている独法がいっぱいあって、そういったところの共用部に関する電源について金額が高くなるということが、お住まいの一般の方の負担を増やすことに対して警戒しているというふうな発言があったというのが正直なところでございます。ここについては国の施設と言えるかという部分はある一方で、それでもやはり考えていただきたいという部分がありますので、こういったところは公表するのかなと理解しているところではあります。以上が分析の結果というところになっております。

高村委員：ありがとうございました。今お話を伺って、具体的な省庁の施設なり独法の名前を伏した上で出していくというのは、非常に公表として重要だと思います。それにソリューションを提供してくれる小売も、そこで働きかけをしていただけると思うので。調達が難しいのではないかということが実施を困難にしている、実施が難しいとっていらっしゃる機関や独法にとってもプラスになると思います。国立大学法人は頑張らないといけないので、ここは別に文科省とご相談いただければと思います。

池田委員：資料 2 の 24 ページで、環境配慮契約の未実施機関や施設の公表イメージをお示しいただいております。施設名とか住所、電力量も明らかにしていただいて、大変ありがとうございます。こうした詳細情報を公表いただきますと、小売事業者としましては非常に提案しやすくなりますので、ぜひ項目を落とすことなく、すべて公表いただけるようにどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

山地座長：他にこの件に関してご発言のご希望ございますでしょうか。特によろしいですかね。いろいろご要望とかご質問がございましたが、基本的には事務局の案で来年度から公表ということでよろしいですね。では 3 番目のテーマでございますが、非 FIT 非化石証書の評価についていかがでしょうか。これも次年度作業の方向性のことが書かれているわけですが、

池田委員：非 FIT 非化石証書の扱いについて、排出係数等の調整も可能とするということで、賛成いたします。その一方で、非 FIT 非化石証書は、様々な電源が由来となっている点に注意が必要だと考えてございます。再エネの導入拡大という観点からは、新たな再投資が期待できる再エネ電源がきちんと評価されることが重要だと考えてございます。事務局の資料には再エネ指定の証書とご記載いただいておりますが、再エネ指定の中には、将来の導入拡大がなかなか現実的には難しい大型水力も含まれますので、配点例の作成にあたっては、太陽光、風力といった再投資が期待しやすい電源と卒 FIT にしていただければと思っております。ぜひご検討をお願いいたします。以上です。

小川委員：質問ですが、27 ページを見ていると、2020 年 11 月に突然増えているのはなぜなの

かという疑問がわくのですが、これは背景にこういうことがあったということをご承知の方がいらっしゃったら、ご説明いただけないでしょうか。

事務局：この時期から、いわゆる非 FIT の非化石が、再エネ指定、再エネ指定なしというかたちのものが証書化されたということでして、FIT 電源の場合ですと最低価格が 1.3 円/kWh、非 FIT の場合は最低価格が自由なので、少し安く手に入るということも一因となり、増えたのではないかと考えております。この時期に非 FIT の非化石の証書が出たということでございます。

小川委員：そういう意味だと、2020 年に 11 月に FIT の部分も前に比べると格段に増えているという状態になっているというのは。

山地座長：もともと非化石比率というのは、2030 年 44%というのがあったんですね。それを実現するために非化石証書を発行したのですが、途中の目標値がなかったのですが、中間目標というのを設定したわけです。従って、小売事業者は非化石証書を買う。需要というところがあります。だからここで立ち上がったということだと思います。

小川委員：わかりました。ありがとうございます。

辰巳委員：非化石証書市場ですけれども、なかなか私たちにとって理解するのが難しい内容でございまして、国や独法の調達に非化石証書を入れながらやっていかれるというのはとてもよくわかるのですが、私たちの目線から見た時に、先ほど生グリーン電力という表現でもおっしゃっていたと思うのですが、そういうこともきちんと見えるようにしていただきたいと思います。ただ数字合わせだけで、グリーン電力取引、契約が進んでいるという話になってしまわないように、非化石証書の見方も今後変わっていくかもしれませんけれども、私たちの目線から見た時にとてもわかりにくくて、何となく良いことをしているというふうにしかなれないというふうな状況もあるかと思っておりますので、そのところをわかるようにご説明いただけると。これは環境省だからこそできると思っておりますので、私たち目線で、きちんとグリーン契約をやっているんだということを伝えていただくことを希望しております。

山地座長：今後の方向性が示されて、ご了承いただいたということで。ご要望はもちろん伺います。大体予定の時間になって、予定の議事もこなしてきました。全体を通して何かご発言があればお受けしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。本日ご発言いただかなかった点や新たな提案等があれば、後ほどでも結構ですので、事務局までご連絡いただければということでございます。他にご発言がないようでしたら、議事進行を事務局にお戻しします。よろしくお願いいたします。

環境省：委員のみなさま、本日は熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

こういった状況下ということもありながら、事務局としても今年度議論等について滞りがありましたことをお詫びさせていただきたいと思います。本日もご意見をいただいた内容を踏まえて、資料の修正等も行って、Webに掲載させていただきますとともに、今回の資料の改定については、今回お示しした案で了承していただいたと認識しておりますので、この内容で改定作業を進めさせていただきたいと思っております。それでは以上を持ちまして、令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会の第2回会合を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上